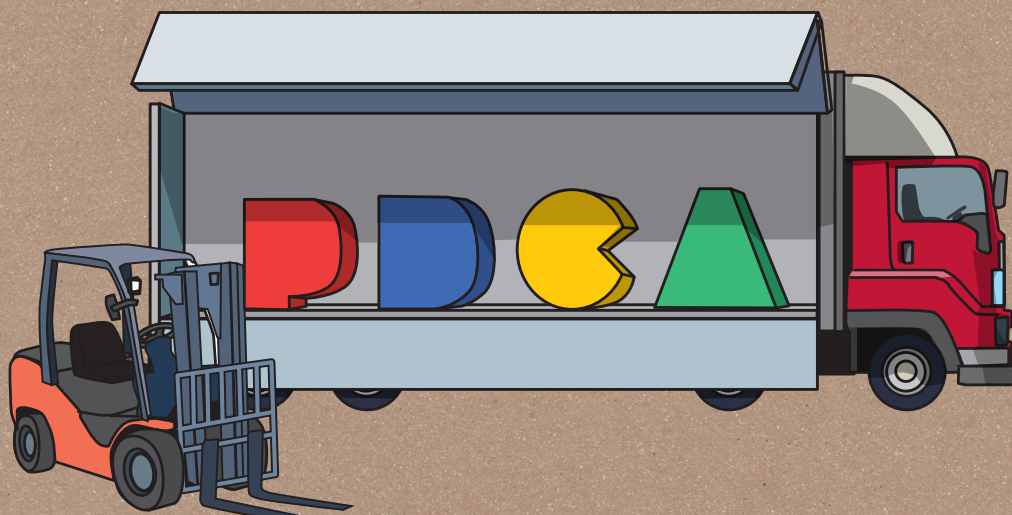


SAFETY MANAGEMENT GUIDE BOOK

陸運事業者のための

安全マネジメントガイド



SAFETY MANAGEMENT GUIDE BOOK

陸運事業者のための

安全マネジメントガイド

Contents

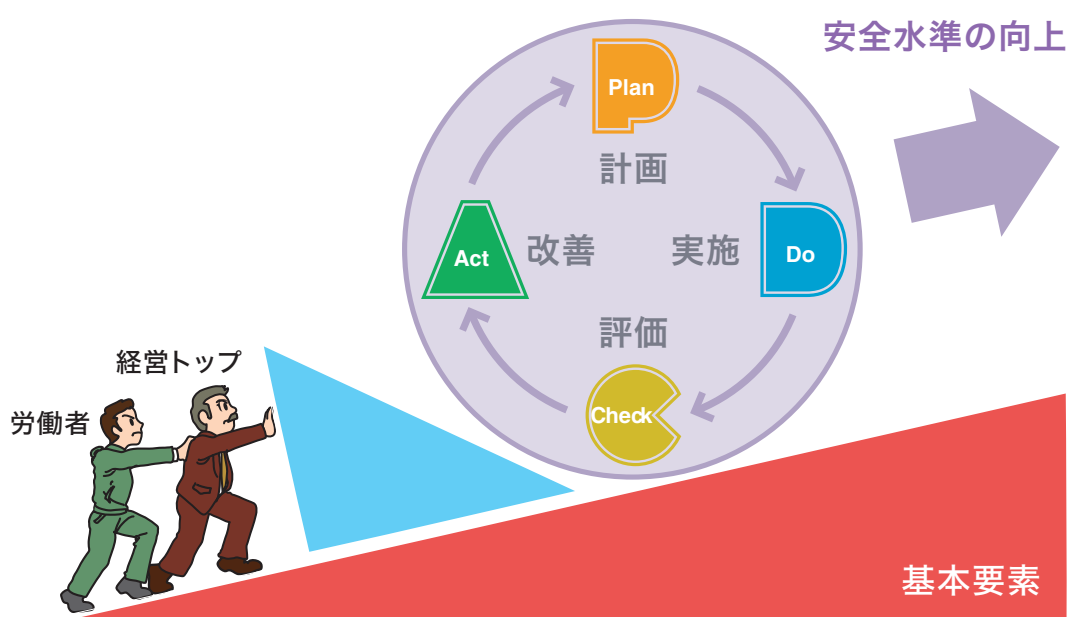
目次

はじめに	P1
安全マネジメントの2つの法律	P2
安全マネジメントへの評価	P3
安全マネジメントの実施事項	P4
安全マネジメントのPDCAサイクル	P5
安全マネジメントの導入計画の実施手順	P6
解説編／実施事項の具体的内容	P7
実践編／安全マネジメントの実践	P13
実施事項に基づいて作成する書類	P13
I. 運輸安全（労働安全衛生を含む）方針	P14
II. 組織図	P18
III. ヒヤリハット調査票	P19
IV. 内部チェックリスト	P20
V. リスクアセスメント実施記録	P22
参考情報	P24

輸送の安全と職場の安全衛生を包括した マネジメントのガイドブックです。

「運輸安全マネジメント」と「労働安全衛生マネジメントシステム」について両マネジメントが全く別個の存在に感じている中小規模トラック事業者が多く、混乱している実態があります。

2つのマネジメントにおいては各項目の呼び方、表現、解釈に微妙な違いがありますが、いずれも事業者の安全水準の向上をめざして、P(計画)－D(実施)－C(評価)－A(改善)のサイクルを回す管理手法です。このたび、2つのマネジメントを包括した、分かりやすく使いやすい「安全マネジメントガイドブック」を作成しました。このガイドブックを有効に活用していただくことで、事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図っていただければ幸いです。



安全管理体制を強化するための 新しい柱となります。

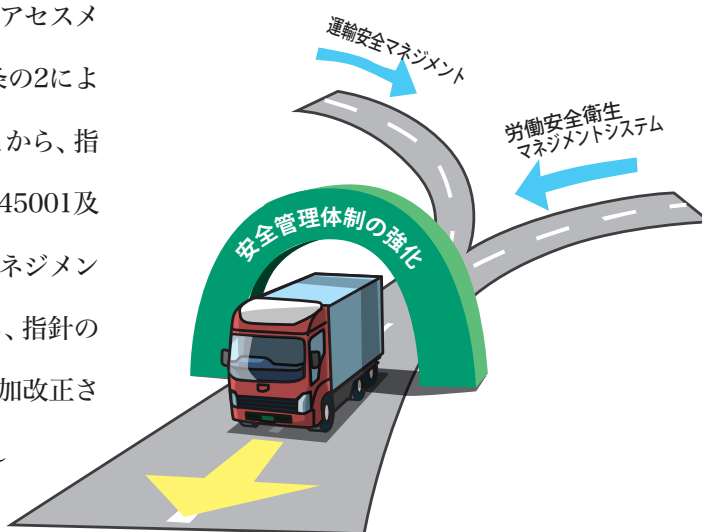
「運輸安全マネジメント」は輸送の安全の確保を、一方「労働安全衛生マネジメント」は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。

《運輸安全マネジメント》

ヒューマンエラー防止のための制度として、平成18年に制定された「運輸安全一括法」により、運輸事業者は絶えず輸送の安全性向上のための取組を行い、経営者の主導でトップから現場まで一丸となって安全管理体制を作ることが義務付けられました。そして、それを実現するために「運輸安全マネジメント」が必要になりました。トラック運送事業の総合的な輸送の安全対策は、「運行管理制度の徹底」、「監査の強化」および「運輸安全マネジメント」が3本の柱になっています。

《RIKMS:陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン》

労働安全衛生マネジメントシステムは、安全衛生を企業経営と一体のものとして位置づけ、計画的かつ継続的に労働災害防止に取り組むものとして、平成11年、労働安全衛生法に基づき「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(以下「指針」という。)を公表しました。さらに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会(以下「陸災防」という。)は、陸運事業場が同システムを構築するに当たって必要な事項を示した「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(略称RIKMS:リクス)を平成14年5月に発表しました。その後、平成18年4月から労働安全衛生マネジメントシステムの核をなす「危険性又は有害性等の調査等の実施(リスクアセスメントの実施)」が労働安全衛生法の第28条の2により事業者の努力義務として施行されたことから、指針も改正されました。さらに、ISO(JIS Q)45001及びJIS Q 45100の新たな労働安全衛生マネジメントシステムの規格が制定されたこと等から、指針の見直しが行われ、令和元年7月に一部が追加改正され、RIKMSも指針改正に即して改正されました。



導入事業者は「安全の効果あり」と 高い評価をしています。

「運輸安全マネジメント」を導入した事業者の92%が「安全確保」に有効であると答えています。それに対して「効果がない」という否定的な回答はゼロです。

一方「労働安全衛生マネジメントシステム」では、93%の事業者が「安全衛生水準」が向上したと評価しています。

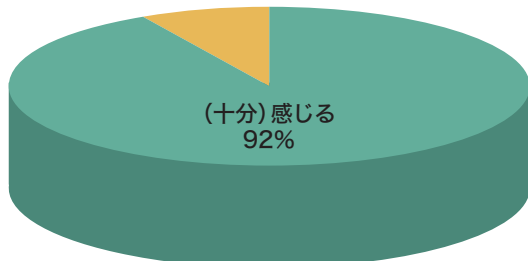
そのほかの効果として、①手順化、文書化などによるノウハウの継承 ②マネジメントの実施による「安全配慮義務」の履行 ③経営者のリーダーシップの発揮と、職場内コミュニケーションの活発化 ④各々の役割と責任・権限の明確化 などが挙げられています。

《運輸安全マネジメントと労働安全衛生マネジメントシステム》

項目	運輸安全マネジメント	労働安全衛生マネジメントシステム
所管	国土交通省	厚生労働省
目的	輸送の安全性の向上(輸送の安全には、労働安全衛生が含まれる)	事業場における安全衛生の水準の向上(労働災害防止)
定義	「運輸安全マネジメント」 事業運営において輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を当該事業の経営の責任者から全従業員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程(PDCA)を定め、これを継続的に実施することにより、事業者全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。	「労働安全衛生マネジメントシステム」 次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。[イ:「安全衛生方針」の表明 ロ:リスクアセスメント ハ:「安全衛生目標」の設定 ニ:「安全衛生計画」の作成、実施、評価及び改善(PDCA)]
対象	事業者	事業場
位置付け	事業者の責務	○事業場の自主的活動 ○ISOと同様のマネジメントシステム ○認定制度あり(中災防方式等)
根拠法令等	貨物自動車運送事業法(貨物自動車運送事業輸送安全規則)に基づく指針。	○ILOガイドライン ○労働安全衛生法に基づく指針
施行日	H18.10.1	H12.4.1(改正H18.3.10)
監査等	○内部監査 ○国の評価監査(運輸安全マネジメント評価)[200両以上:平成29年10月より その他:平成29年10月より]	基本的に事業場内の者が実施
リスクアセスメント	なし	対策の中核労働安全衛生法による努力義務
安全管理規程	安全管理規程を作成し、国土交通大臣に届出(事業用自動車200両以上に限る)	作成の義務付けなし
管理者選任	安全統括管理者(200両以上)選任、届出	総括安全管理者(100人以上)、安全管理者(50人以上)を選任、届出
安全情報の公開	国土交通大臣が公表。事業者も情報公開。	なし

《運輸安全マネジメント》

どちらともいえない等 8%

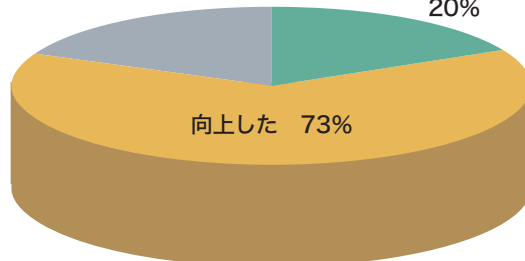


92%の事業者が【安全確保】について有効であると回答しています。 ※平成30年国土交通省調査

《労働安全衛生マネジメントシステム》

変わらない等 7%

明らかに向上した 20%



93%の事業者が【安全衛生水準】が向上したと回答しています。 ※平成30年中災防調査

安全マネジメントには 12の実施事項があります。

トラック事業者が安全マネジメントを実施するとき、法律に基づき実施しなければならない事項としてA～Lの12事項があります。ただし、Dについては指針「輸送の安全に関する研修等、チェック、業務の改善、情報の管理」事項をD¹～D⁴に分けて記載しています。

《安全マネジメント実施事項》

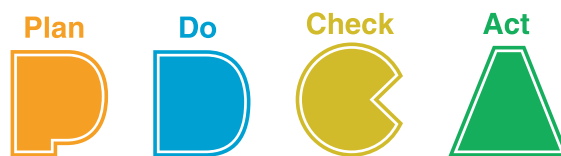
基本要素	A 経営の責任者の責務
	B 社内組織（安全衛生管理組織）
	C 輸送の安全に関する費用支出
	D ¹ 輸送の安全に関する情報の管理
	E 安全情報の公表
計画（Plan）	F 安全マネジメントに関する基本的な方針
	G 輸送の安全に関する目標、計画
実施（Do）	H 安全マネジメントの的確な実施
	I 輸送の安全に関する情報の伝達および共有
	J 事故および災害等に関する報告連絡体制
	D ² 輸送の安全に関する研修等
	K リスクアセスメントの実施
評価（Check）	D ³ 輸送の安全に関するチェック
改善（Act）	D ⁴ 輸送の安全に関する業務の改善

L 指導・監督指針

※安全マネジメントの実施において、誰もが業務のことが分かるよう適切にルールを文書化し、体制構築・改善のために作成した文書は、体系的に記録し実施状況を確認できるよう管理しましょう。

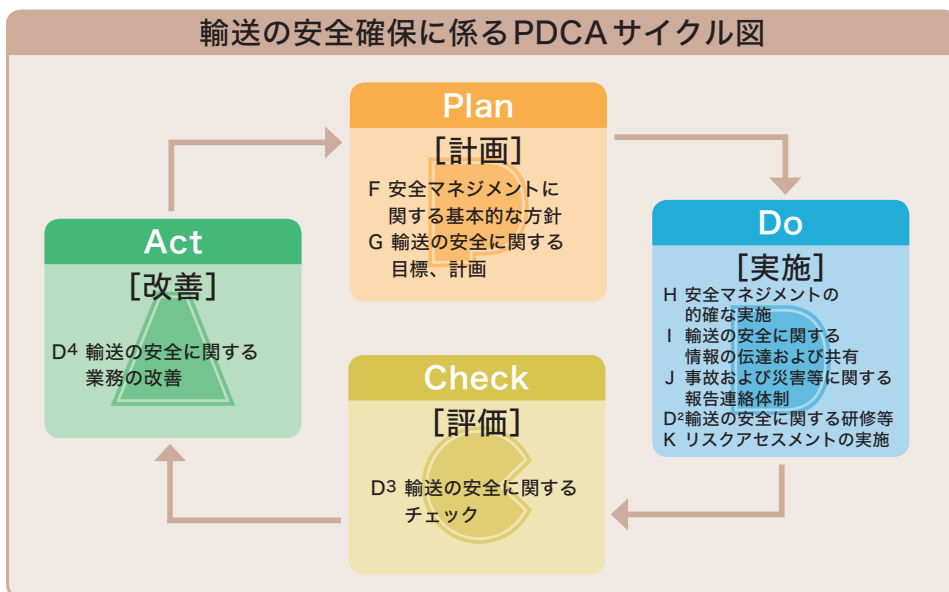
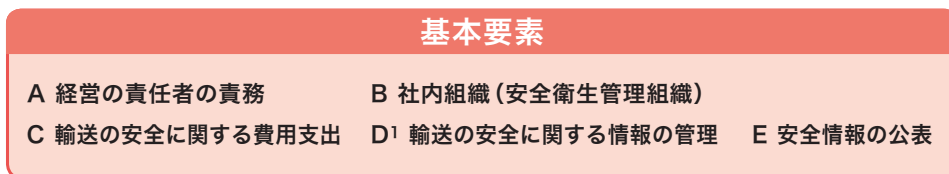
※「輸送の安全」には労働安全衛生の内容も含まれます。

※E及びL項は義務事項であり、未実施の場合は行政処分の対象となります。その他の項はすべて努力義務事項となります。なお、K項は労働安全衛生法における努力義務事項となります。

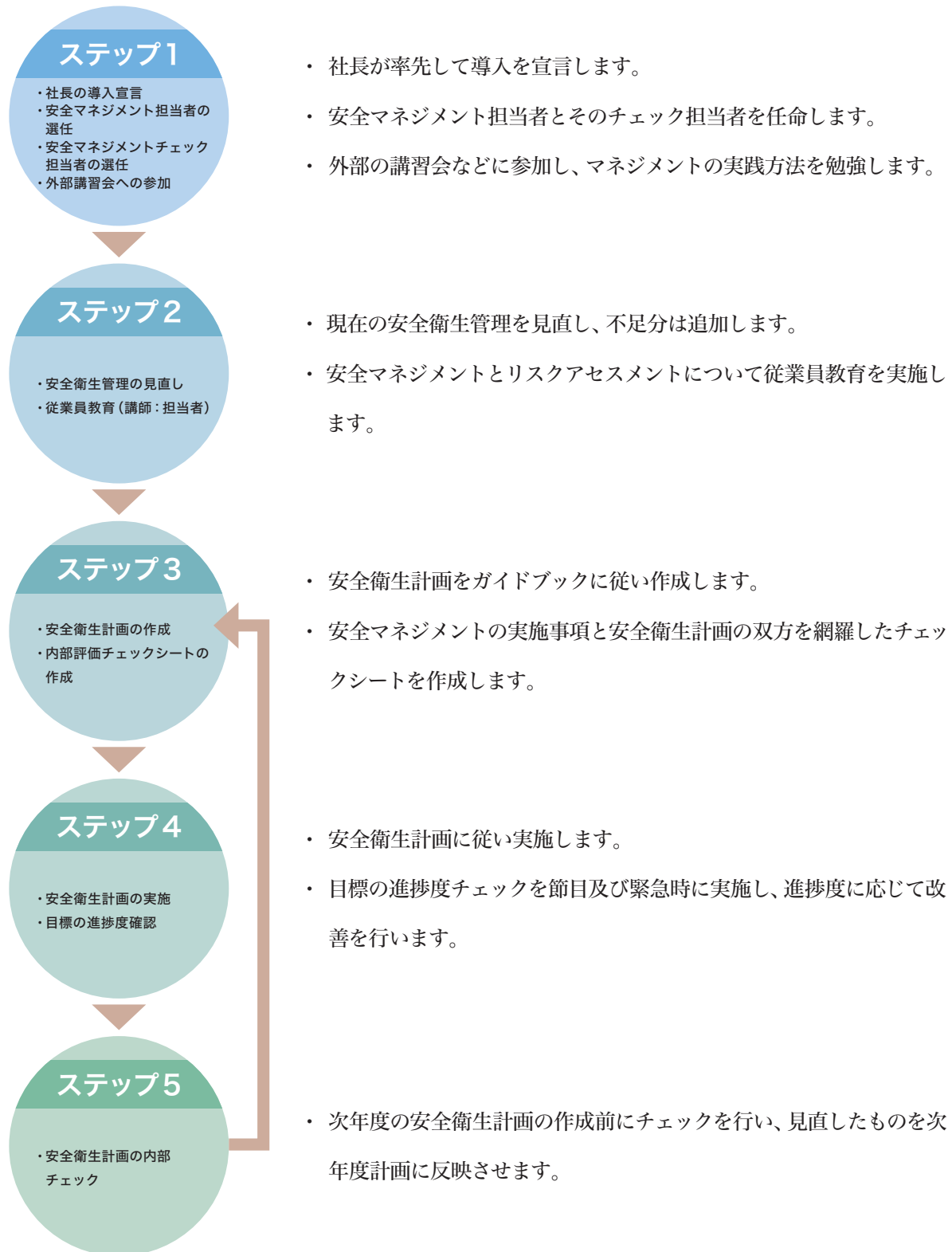


継続的にPDCAサイクルを実施し、 安全水準のレベルアップを図ります。

- ／ **基本要素について** ／ 基本要素は、PDCAサイクルを円滑に回すための基盤になる重要な事項です。
- ／ **Plan (計画) について** ／ 基本的な方針以外に中長期的目標を盛り込みます。全国安全週間など行事実行型計画だけでなく、社員全員が参画する課題解決型計画にすることが重要です。
- ／ **Do (実施) について** ／ 安全計画を日常業務の中で適切に実践するためには、月間実践項目の指定や定例的な実施などにより、高い効果が得られるよう創意工夫することが大切です。
- ／ **Check (評価) について** ／ 安全計画の達成度をチェックし、次年度の計画に反映させます。また、重大な事故、災害が発生したときにもチェックして、予防措置と是正措置を講じてください。
- ／ **Act (改善) について** ／ チェックの結果、あるいは社外からの情報を総合的に判断して、システムの見直しを行ないます。また必要に応じて計画期間中でも予防措置と是正措置を講じてください。



導入宣言から内部評価まで 5段階を実施します。



社長のリーダーシップの下で、全社一体となって取り組むことが求められています。

実施事項は、運輸安全マネジメントを中心に、RIKMSの内容を考慮して記載しています。

「輸送の安全」には、労働安全衛生の内容が含まれます。

E安全情報の公表は運輸安全マネジメント、Kリスクアセスメントの実施はRIKMSの独自の実施事項です。

A 経営の責任者の責務

安全についての最終責任者は、社長です。社長はまた、社員の先頭に立って安全管理を
実践する役目があります。社長の責務に関する事項は次の4点が定められています。

- (1) 輸送の安全に関する全責任があります。
- (2) 輸送の安全のための予算を確保し、組織を作ります。
- (3) PDCAサイクルを継続的に回し、安全性の向上を図ります。
- (4) 定期的にチェックをして改善を行います。



B 社内組織

社長は、輸送の安全を確保するために責任ある体制を作り、その組織図を作成します。
体制づくりにあたって、次の3点を満たしているものとします。

- (1) 法定管理者および安全マネジメント要員を選任します。
- (2) 安全マネジメントを担当する要員に関する組織体制をつくり、指揮命令系統を明確にします。
- (3) 重大な事故、災害など緊急事態発生時の指揮命令系統および権限を明確にします。

C 輸送の安全に関する費用支出

輸送の安全に関する費用支出と投資を積極的に行います。
また、その額を公表する必要があります。

実施事項の具体的内容

D¹ 輸送の安全に関する情報の管理

次の安全管理項目を記録し、保存方法を定めて保存します。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 重点施策
- (3) チェックの結果
- (4) その他の輸送の安全に関する情報

E 安全情報の公表

次の項目を営業所に掲示して安全情報の公表を行います。

安全情報の公表は運輸安全マネジメント独自の取組です。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 目標および当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 国土交通省に報告した事故における再発防止策等、行政処分後に講じた改善状況

F 安全マネジメントに関する基本的な方針

社長は、輸送の安全に関する基本的な方針を決定し、

掲示などにより社内外に積極的に公表します。なお方針には、次の内容が含まれます。

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹です。
- (2) 社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (4) 全社員は一丸となって安全マネジメントを確実に実施します。



G 輸送の安全に関する目標、計画

(1) 社長は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数、労働災害件数、投資額の目標を設定します。その際、次の点に留意してください。

- ①目標年次の設定
- ②運転者など現場の声の反映
- ③チェックの結果

(2) 社長は、目標の達成に向け、重点施策に基づいた計画を作成する必要があります。重点施策を策定する際は、次の点に留意してください。

- ①安全方針
- ②前年の施策の達成度
- ③現場における課題などの反映
- ④チェックの結果
- ⑤リスクアセスメントの結果

(3) 計画を作成する際は、できるだけ内容を具体的に記載し、次の点に留意してください。

- ①自社の人材、車両などの現状把握
- ②過去の事故・労働災害、過去の計画の実施状況
- ③運転者など現場の声の反映
- ④チェックの結果
- ⑤リスクアセスメントの結果

H 安全マネジメントの的確な実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、目標を達成すべく計画を着実に実施します。



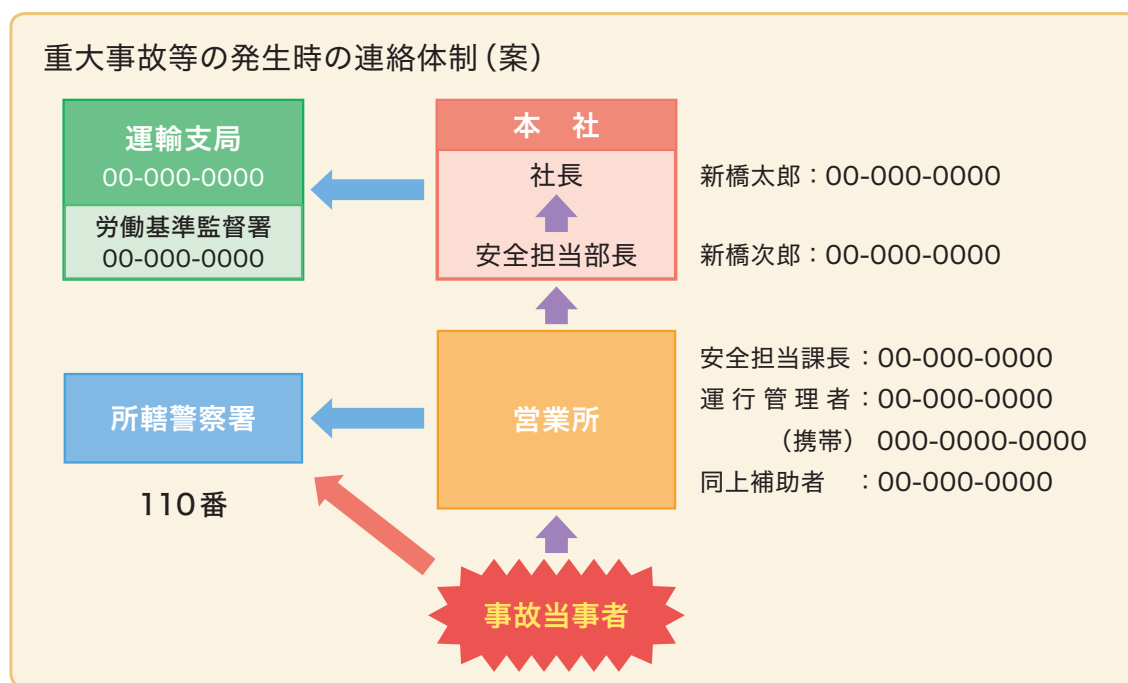
実施事項の具体的内容

I 輸送の安全に関する情報の伝達および共有

- (1) 営業所内の双方向コミュニケーションで、ヒヤリハット情報、リスクアセスメントの結果などの情報を共有します。
- (2) 悪い情報ほど早く伝達される社内環境を整えてください。
- (3) 社員の安全性を損なう事態を発見した場合、直ちに関係者に伝え、適切な処置を講じてください。

J 事故および災害等に関する報告連絡体制

- (1) 事故、災害が発生した場合の報告連絡体制および指揮命令系統を定めてください。
- (2) 事故、災害に関する情報(日時、天候、発生場所、事故の種類、原因、事故当時の状況など)が速やかに社内に伝達される体制を構築してください。



D² 輸送の安全に関する研修等

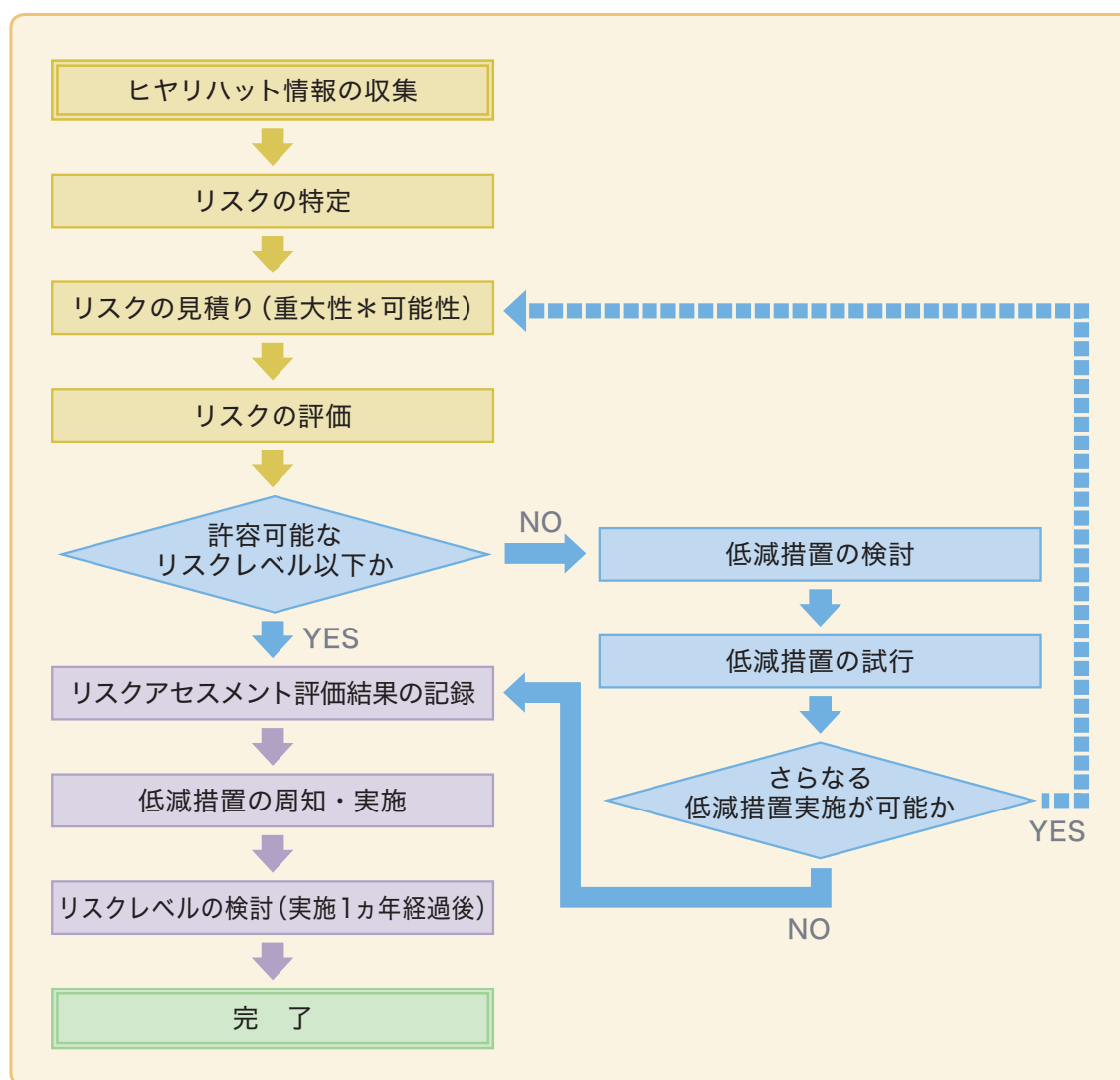
- (1) 目標を達成するために、必要となる人材育成のための教育および研修を実施してください。
- (2) 安全マネジメントに係わる要員に対する教育および研修を実施してください。

K リスクアセスメントの実施

RIKMSにおけるリスクアセスメントの実施は、全事業者に努力義務化された事故・災害防止の重要なポイントです。作業に伴うリスクを評価し、確実かつ効果的に事故、災害を防止することを目的に実施します。

〈リスクアセスメントの実施時期〉

- (1) トラック、フォークリフト、クレーンなどの新規設備導入および改造するとき
- (2) 新規荷主を獲得して、作業を開始する前、および従来の作業方法を変更するとき
- (3) トラック協会などの関係団体から事故報告があったとき
- (4) ヒヤリハット情報の収集後
- (5) 定期的な実施(年1回以上)



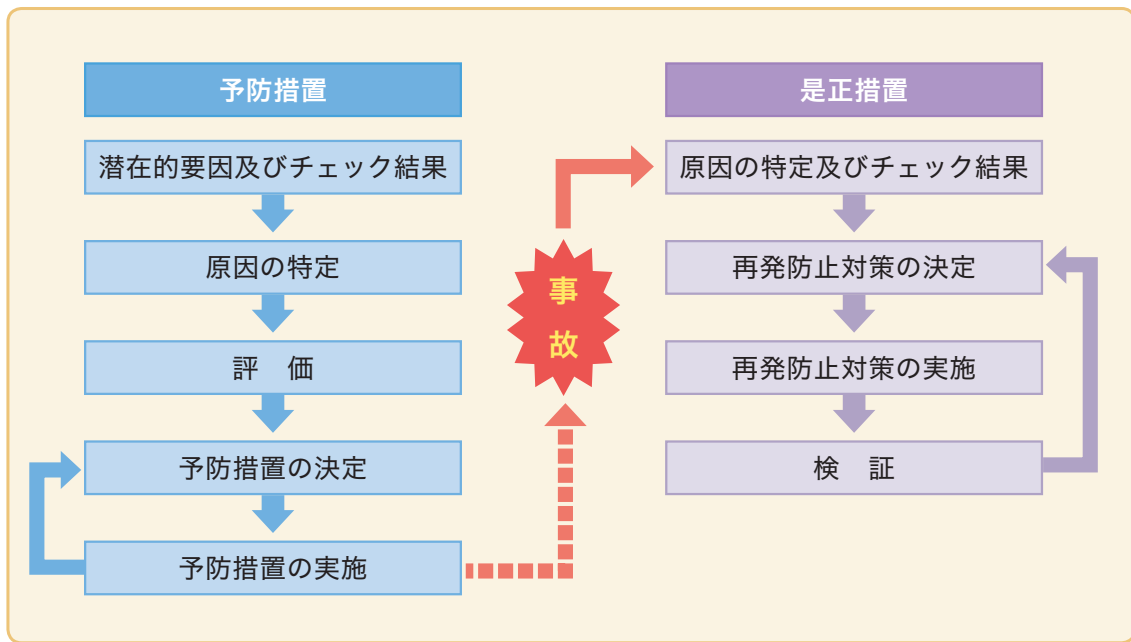


D³ 輸送の安全に関するチェック

- (1) 1年に1回以上、各事業者で安全マネジメントの実施状況について、安全に関するチェックを行ってください。
- (2) 重大な事故、災害が発生した時は、緊急にチェックを実施してください。

D⁴ 輸送の安全に関する業務の改善

- (1) チェックの結果を踏まえ必要な改善のための方策を検討し、是正措置、予防措置を講じてください。
- (2) 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合、安全対策全般または必要な事項について、さらに高度な対策を講じてください。



L 指導・監督指針

「指導・監督指針」では、社長の強力なリーダーシップの下で次の事項の実施を求めています。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針の設定、社員への周知
- (2) 基本的な方針に基づく輸送の安全に関する目標の設定
- (3) 社員に対する教育および研修
- (4) 事故、災害などに関する報告、ヒヤリハット体験、事故防止に関する効果的な事例、その他の指導監督に資する情報の適切な伝達

安全マネジメントを実践するために、安全衛生計画などの書類を作成します。

実施事項に基づいて作成する書類

安全マネジメントの実施事項に基づいて作成する書類は一覧表のとおりです。各書類のサンプルも合わせて掲載しておりますが、項目と内容についてはサンプルを参考にしながら、会社が独自に必要なものを取り入れてください。なお、これらの書類は記録として保管する必要があります。

No	実施項目	実施時期	実施者	対象となる実施事項
I	安全衛生計画	年一回	事業者	A. 経営の責任者の責務 C. 輸送の安全に関する費用支出 D ² . 輸送の安全に関する研修等 E. 安全情報の公表 F. 安全マネジメントに関する基本的な方針 G. 輸送の安全に関する目標、計画 H. 安全マネジメントの的確な実施
II	組織図	スタート時	社長	B. 社内組織
III	ヒヤリハット調査票	年間計画内	事業者	I. 輸送の安全に関する情報の伝達および共有
IV	内部チェックリスト	年一回及び重大事故発生時	事業者	D ³ . 輸送の安全に関するチェック D ⁴ . 輸送の安全に関する業務の改善
V	リスクアセスメントの実施記録	年間計画内のほかに、新規設備導入時及び作業方法変更時	事業者	K. リスクアセスメントの実施

I. 運輸安全（労働安全衛生を含む）方針

運輸安全（安全衛生）方針は、社長の基本的考え方や安全の目標と重点施策、公表すべき情報などを記載したもので、お客様、労働者への周知を図るために営業所に掲示すべきものです。

20XX年度 運輸安全（労働安全衛生）管理方針

【運輸安全マネジメント・労働安全衛生マネジメント】
 ○○運送株式会社
 20XX年4月1日～20XX年3月31日

<p>基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ● ● ● ● 	<p>目 標</p> <p>【安全】 【衛生】</p> <p>スローガン</p> <p>【安全】 【衛生】</p> <p>社内周知方法</p> <p>・</p> <p>社内情報交換方法</p> <p>・</p>																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">発生件数（月～月）</th> <th style="width: 50%;">主な原因と特徴</th> <th style="width: 25%;">発生件数（月～月）</th> <th style="width: 25%;">反省事項と改善方法</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 前年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件) ■労働災害 *休業 件 *不 休 件 </td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> 今年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件) ■労働災害 *休業 件 *不 休 件 </td> <td></td> </tr> </table>	発生件数（月～月）	主な原因と特徴	発生件数（月～月）	反省事項と改善方法	前年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件) ■労働災害 *休業 件 *不 休 件		今年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件) ■労働災害 *休業 件 *不 休 件		<p>安全衛生推進計画 ※取り組み状況等により改善措置等必要な対策を立てた時は計画の見直しを行います</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">重点施策</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">具体的取り組み事項</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">推進者</th> <th colspan="12" style="text-align: center;">実施計画</th> </tr> <tr> <th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> <th>上期評価</th> <th>10</th><th>11</th><th>12</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th> <th>下期評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全衛生共通</td> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>安全（交通事故・労働災害）</td> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>衛生</td> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>強化運動・行事等</td> <td></td> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	重点施策	具体的取り組み事項	推進者	実施計画												4	5	6	7	8	9	上期評価	10	11	12	1	2	3	下期評価	安全衛生共通																					安全（交通事故・労働災害）																					衛生																					強化運動・行事等																				
発生件数（月～月）	主な原因と特徴	発生件数（月～月）	反省事項と改善方法																																																																																																																							
前年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件) ■労働災害 *休業 件 *不 休 件		今年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件) ■労働災害 *休業 件 *不 休 件																																																																																																																								
重点施策	具体的取り組み事項	推進者	実施計画																																																																																																																							
			4	5	6	7	8	9	上期評価	10	11	12	1	2	3	下期評価																																																																																																										
安全衛生共通																																																																																																																										
安全（交通事故・労働災害）																																																																																																																										
衛生																																																																																																																										
強化運動・行事等																																																																																																																										
<p>20**年度目標達成状況 ※今年度の目標達成状況を分析し、次年度の「目標・推進計画」に反映させ、計画的かつ継続的に取り組みを行います</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">目 標</th> <th style="width: 30%;">結果と目標達成状況</th> <th style="width: 10%;">今年度目標結果の評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【安全】</td> <td>：</td> <td>：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【衛生】</td> <td>：</td> <td>：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																					目 標	結果と目標達成状況	今年度目標結果の評価	【安全】	：	：		【衛生】	：	：																																																																																												
	目 標	結果と目標達成状況	今年度目標結果の評価																																																																																																																							
【安全】	：	：																																																																																																																								
【衛生】	：	：																																																																																																																								

※運輸安全（労働安全衛生）管理方針は、陸災防HPの「労働安全衛生マネジメントシステム」のページからダウンロードできます。
 URL http://rikusai.or.jp/measures/manegement_system/

1. 基本方針

基本方針は、社長の基本的な考え方を示す自社独自のものですが、具体的には次の例を参考にして作成してください。なお、基本方針は、全労働者に周知することが大切です。そのため、営業所に掲示するとともに、朝礼等において、全員で唱和して安全意識の高揚をしましょう。

- 輸送の安全は我が社の根幹
- 安全は最大の顧客満足
- 安全は業務の基本動作
- 我々一同は会社を挙げて、労使が一体となって安全衛生活動に取り組む。
- 安全衛生活動を充実し、PDCAサイクルを回して安全衛生水準の向上を図る。
- 企業に働くすべての人の健康と命を守り、企業の繁栄を目指す。
(社内への周知方法)
- 「基本方針」を運転者等に配布するとともに、本社及び営業所に掲示する。
- 社内報や社内イントラ等へ掲載する。

2. 目標

基本方針の周知後、労働者の意見も取り入れた目標を定めます。目標は、その達成状況が分かるよう可能な限り数値的なものとします。具体的には、次の例を参考にして作成してください。

- 人身交通事故ゼロを貫徹しよう！
- 物損事故を対前年度比10%削減
- 酒気帯び運転、速度超過の撲滅
- 死亡労働災害ゼロ、休業労働災害ゼロ、不休災害を対前年度比50%削減**
- 安全衛生管理体制の整備(労働安全衛生マネジメントシステムの導入)
- KY活動、ヒヤリハット活動、4S活動の活性化(交通・荷役)
- 協力会社との安全作業連絡体制の確立
- 荷主との連絡調整を密に行い、適切な走行計画の実施
- 定期健康診断の完全受診

3. スローガン

スローガンでは、次の例を参考にして作成してください。

会社を支えるみんなの元気、危険を摘みとる力を結集し、築こう我が社の安全風土！

4. 目標達成のための計画

目標を達成するために、車両の改善、安全衛生活動や教育などの計画を立てます。計画は、年度や〇〇期等の時期を定めましょう。具体的には、次の例を参考にして作成してください。

No.	項目	内容
1	人身交通事故ゼロ・物損事故削減	ヒヤリハット情報の報告会を半年に1回行う。
2	酒気帯び運転、速度超過の撲滅	安全運転講習会を受講(半年に1回)させる。デジタルタコグラフを全車両の〇%導入する。
3	KY活動、4S活動の充実(交通・荷役)	マンネリ、形骸化した当該活動を実態に即した内容へと脱皮を図る。
4	作業マニュアルの整備	抽出された危険の芽に着目し、従来の作業方法の見直しを図る。
5	フォークリフトを使用する作業計画の再構築	取扱いする商品の多様化により実態に沿わない内容となっている作業計画について再度構築する。
6	リスクアセスメントの定着	危険源が無いかが検討し、リスクの削減に努める。
7	荷主及び協力会社との連携(交通・荷役)	運転者及び作業者が危険な環境におかれなくように作業連絡体制の充実を図る。
8	長距離走行計画の見直し	時間外労働の削減、休息期間の完全な取得を図る。
9	有所見者に対するフォロー(健康起因交通事故防止)	健康が人間活動(社内外)の源であるから、有所見者の早期発見、早期治療に取り組む。

5. 安全に関する情報交換方法

社長は、労働者と安全衛生に関する意見交換を定期的に行い、安全衛生意識の向上に努めましょう。具体的には、次の例を参考にして作成してください。

- 3か月に1回、輸送の安全及び安全衛生に関する意見交換会を運転者等と開催する。
- ヒヤリハット報告様式の簡略化及びドライブレコーダーを活用して情報の収集・分析を行う。
- ドライブレコーダーを活用して、管理者による安全指導を実施する。

6. 反省事項

社長は、基本方針、目標及び計画の取組状況について、定期的にチェックして、安全衛生対策上の問題点を把握します。

- 取組状況のチェックを10月に実施する。問題点等の結果は後日、本社及び営業所に掲示する。

7. 反省事項に対する改善方法

チェックした結果、安全衛生上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みましょう。

- 社内チェックにより把握した問題点について、必要な見直し・改善を行う。

8. 安全に対する目標達成状況(前年度の達成状況を記載)

社長は、労働者とともに前年度の目標の達成状況を把握して、掲示等により公表します。具体的には、次の例を参考にして作成してください。

(20XX年度)

目 標	結 果	目標達成状況
人身交通事故 0件	人身交通事故 0件	目標達成
物損事故 対前年度比10%削減	8%削減	達成できず
酒気帯び運転、速度超過撲滅	速度超過違反 2件	達成できず
死亡労働災害 0件	死亡災害 0件	目標達成
休業労働災害 0件	休業災害 2件	達成できず
不休労働災害 対前年度比50%削減	20%削減	達成できず

9. 事故に関する情報(前年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載)

社長は、前年度の自動車事故報告規則で定める事故の総件数及び事故類型別の件数を掲示等により公表します。具体的には次の例を参考にして作成してください。

(20XX年度)

重大事故発生件数	2件
事故の種類	衝突2件
衝突の状態	側面衝突1件(重傷者1名)、追突1件(重傷者1名)

10. 実施計画

実施計画は、目標達成のための計画をより具体化するために、実行計画を月別展開によって示すもので、重点施策、具体的取組事項、推進者(担当者)等で構成されます。具体的には次の例を参考にして作成してください。

20XX年度 運輸安全(労働安全衛生)管理方針(例)

【運輸安全マネジメント:労働安全衛生マネジメント】

〇〇運送株式会社

20XX年4月1日～20XX年3月31日

基本方針

お客様に信頼いただける輸送の安全は、経営の根幹であり、従業員の安全と健康は企業活動に重要であることから、一人ひとりの協力を得て事故・災害・疾病のない明るい職場づくりに邁進する



- 安全衛生管理体制の強化とマネジメントシステムの活性化により全従業員が安全意識の高揚を図る
- KY・ヒヤリハット活動と4S活動の定着によりリスクアセスメント取組みを強化する
- 荷主・協力会社との密な連絡体制による安全適正な運行計画と安全運転の徹底
- 労働時間の適正管理と健康管理でストレスのない明るい職場環境の確立

目標

- 【安全】交通事故 ゼロ 労働災害 ゼロ
- 【衛生】健康診断100%受診 有所見者100%再診

スローガン

- 【安全】職場4Sの徹底とルール遵守で 事故・災害ゼロを達成しよう!
- 【衛生】生活習慣の改善と健診チェックで 健康で明るい職場をつくろう!

社内周知方法

- ・「安全衛生管理方針」を社内に掲示し従業員に周知徹底します
- ・社内教育講習会等で周知指導を行います

社内情報交換方法

- ・「安全衛生委員会」を毎月1回開催し委員との協議を行います
- ・「職場安全衛生推進会議」を毎月1回開催し意見交換を行います

発生件数(4月～3月)	主な原因と特徴	発生件数(4月～月)	反省事項と改善方法
前年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件)		今年実績 ■自動車事故 *人身事故 件(無責 件) *物損事故 件(無責 件) ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故 件(無責 件)	
継続 *休業 件 *不 休 件		継続 *休業 件 *不 休 件	

安全衛生推進計画

※取り組み状況等により改善措置等必要な対策を立てた時は計画の見直しを行います

期中で評価する欄を設けます。

重点施策	具体的取り組み事項	推進者	実施計画																	
			4	5	6	7	8	9	上期評価	10	11	12	1	2	3	下期評価				
1. 安全衛生管理方針・推進計画の作成	・〇〇年度安全衛生管理方針・推進計画	安衛推進者	◎																	
2. 安全衛生委員会の開催	・毎月1回 目標達成のための計画の「項目」と一致させます。	事務局	○	○	○	○	○	○												
3. 職場安全衛生推進会議	・毎月1回 目標達成のための計画の「内容」について、具体的な取組事項を記入します。	事務局	○	○	○	○	○	○												
1. 交通事故防止	①適正な乗務員点呼の完全実施 ②ヒヤリハット事例の取組み報告(強化月間 6月 2月) ③交通危険予知活動(交通KY活動)の研修 ④運転記録証明書取得による指導	運行管理者 交通労災管理 交通労災管理 運行管理者	●																	
2. 荷役作業災害防止	①ヒヤリハット事例の取組み報告(強化月間 6月 2月) ②災害事例研究と危険予知(KY)活動の研修	荷役災害担当 荷役災害担当	○	○	○	○	○													
3. リスクアセスメントによる作業手順書の作成と見直し	①リスクアセスメント研修 ②新規作業手順書の作成と現行手順書の見直し ③フォークリフト作業計画書の作成と見直し	安衛推進者 荷役災害担当 荷役災害担当	○																	
4. 安全衛生教育の実施	①運転者に対する指導・監督教育(国土交通省告示第1366号) ※指導・監督教育の実施内容年間計画は別紙による ②特定運転者に対する特別指導(事故惹起者・初任・高齢者)随時 ③交通労災防止担当管理者講習の受講 ④荷役災害防止担当者講習の受講 ⑤作業指揮者講習の受講 ⑥フォークリフト従事者に対する講習の受講	運行管理者 運行管理者 交通労災管理 荷役災害担当 荷役災害担当 荷役災害担当	●																	
1. 健康管理と過重労働・メンタルヘルス対策の推進	①健康診断の全従業員完全実施(特定業務従事者は年2回含む) ②健診結果に基づくフォロー指導 ③過重労働の点検とメンタルヘルスチェック	安衛推進者 安衛推進者 安衛推進者	◎																	
2. 快適職場に向けた環境の改善	①職場/パトロールによる不適事項の把握と改善	安衛推進者	○	○	○															
1. 安全衛生大会の開催	・全従業員の安全衛生意識の高揚と安全衛生表彰 ・主旨の徹底(朝礼時)と街頭指導	事務局	○																	
2. 春秋の全国交通安全運動	・全従業員の安全衛生意識の高揚・特別安全朝礼	事務局																		
3. 全国安全週間(7. 1～7)	・腰痛予防の研修会開催	事務局																		
4. 全国労働衛生週間(10. 1～7)	・「職場の自主点検表」による自主点検と職場の巡回/パトロール	事務局																		
5. 夏期・年末・年始労働災害防止強調運動	・全従業員取組による応募	事務局	◎																	
6. 陸災防「安全衛生標語」の募集		事務局	◎																	

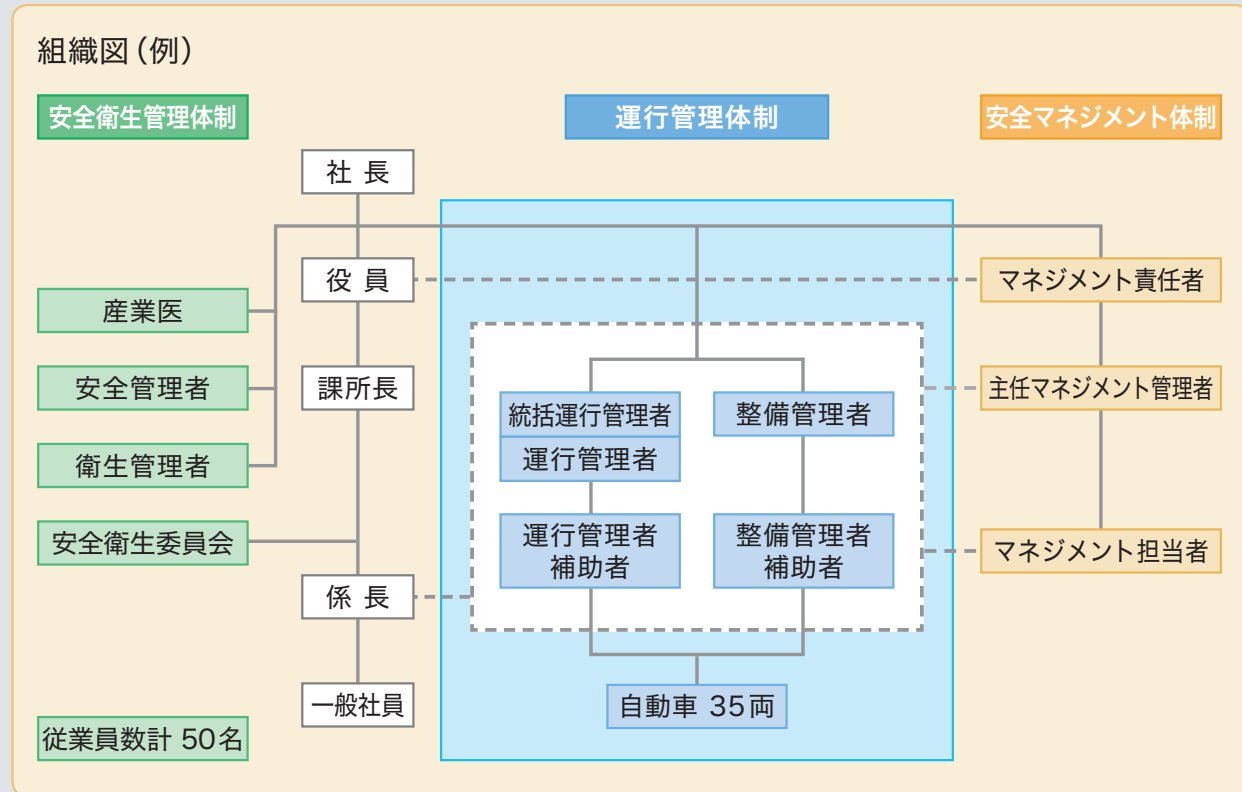
20**年度目標達成状況

※今年度の目標達成状況を分析し、次年度の「目標・推進計画」に反映させ、計画的かつ継続的に取組みを行います

目標	結果と目標達成状況	今年度目標結果の評価
【安全】 ・交通事故 ゼロ ・労働災害 ゼロ	・交通事故 ○件(人身△件 物損△件) ・労働災害 ゼロ	未達成 達成
【衛生】 ・健康診断100%受診 ・有所見者100%再診	・健康診断100%受診 ・有所見者 ○人 再診△人 未再診△人	達成 未達成

II. 組織図

自社の事業規模に応じて下の図を参考にして選任してください。従業員数50名、自動車台数35両の会社組織図を示しましたが、事業規模に応じて作成してください。



● 法定管理者一覧表(国土交通省)

営業所単位台数	29台以下	30台～59台	60台～89台	90台～99台
統括運行管理者		◎	◎	◎
運行管理者	◎	◎(2名)	◎(3名)	◎(4名)
運行管理者補助者	○	○	○	○
整備管理者	◎	◎	◎	◎
整備管理者補助者	○	○	○	○

留意点

- 現体制に必要な担当者を選任する。
- 法定管理者を最初に選任する。

● 法定管理者および法定組織一覧表(厚生労働省)

事業場規模人員	10人未満	10人～49人	50人～99人
産業医			◎
安全管理者			◎
衛生管理者			◎
安全衛生推進者		◎	
安全衛生委員会			◎

● 安全マネジメント管理者一覧表(任意)

事業場規模人員	10人未満	10人～49人	50人～99人
マネジメント責任者		○	○
主任マネジメント管理者			○
マネジメント担当者	○	○	○

【注1】 ◎：選任すべき法定管理者
○：選任が望ましい管理者
(数字)：選任すべき人数但し、数字がないものは1名です。

【注2】 営業所とは国土交通省に届出た箇所を指します。

【注3】 事業場規模人員とは労働基準監督署に届出た各箇所の従業員数計をいいますが、従業員の中には常用のパート、アルバイト、派遣社員を含みます。

Ⅲ. ヒヤリハット調査票

ヒヤリハット事故を防止するための大切な情報です。社内で情報を共有して、事故防止を図ります。この情報をもとにリスクアセスメントを実施することが、なお重要です。

管理番号No.

ヒヤリハット調査票 (例)

平成21年 2月18日

運転中に危険を感知したら、該当する□欄にチェック(レ)してください。

危険感知時刻	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後	2 時	30 分
そのときの天候	<input type="checkbox"/> 晴 <input checked="" type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 霧		
道路種別	<input type="checkbox"/> 高速 <input type="checkbox"/> 一般幹線 <input checked="" type="checkbox"/> 裏道		
道路形態	<input type="checkbox"/> 有信号交差点内 <input type="checkbox"/> 無信号交差点内 <input type="checkbox"/> 交差点付近 <input checked="" type="checkbox"/> 直線路		
	<input type="checkbox"/> カーブ路 <input type="checkbox"/> その他 ()		
道路渋滞	<input type="checkbox"/> 渋滞していた <input type="checkbox"/> 渋滞していなかった		
走行状態	<input type="checkbox"/> 発進 <input checked="" type="checkbox"/> 走行 <input type="checkbox"/> 徐行 <input type="checkbox"/> 減速 <input type="checkbox"/> 停車		
走行方向	<input checked="" type="checkbox"/> 前進 <input type="checkbox"/> 右折 <input type="checkbox"/> 左折 <input type="checkbox"/> 後退 <input type="checkbox"/> 車線変更		

A. ヒヤリハットしたときの状況図とその解説

状況の図	解説
	①反対車線に宅配車が、駐車していた。 ②対向車(4t車)が停車せずに当方車線を走行してきた。 ③当方は急ブレーキを駆けて、衝突をまぬがれた。

B. このヒヤリハットをなくすためにどんな対策が考えられますか。

C. なぜ事故を回避して、ヒヤリハットですんだと思いますか。

①相手方の動きに注視する。特にスピードの増減を ②対向車に当方の存在を確認するために、パッシング又は警笛等を行う。 ③いつでも停車できるスピードに減速する。 ④極力、裏道等の細い道は利用しない。	・急停車したからです。
--	-------------

(国土交通省HPより)

簡単に要領よく記載します。また、車間距離、当時のスピード等を記載すると理解しやすいです。

思いつく理由を自由に記載します。

予防する対策を記載します。

※ヒヤリハット調査票は、陸災防HPの「労働安全衛生マネジメントシステム」のページからダウンロードできます。

URL http://rikusai.or.jp/measures/managemnt_system/

IV. 内部チェックリスト

下のチェックリストを参考に、自社のものを作成してください。

内部チェックリスト (例)

実施月日	平成21年 2月16日		実施課所		自動車輸送課	
実施課所	対応者	課長 新橋一郎	社長	マネジメント 責任者	主任マネジメント 管理者	作成者
		係長 新橋二郎				
番号	項目	チェック内容監査		所見 (客観的事実・他)	評価	
1	安全方針と周知	・安全方針が策定されている。		安全衛生計画書がある。	○	
		・安全方針には、社長の強いリーダーシップがはいつている。		計画書に自筆のサインが確認された。	○	
		・安全方針には、関係法令等の遵守と安全最優先の原則が明記されている。		「経営の根幹」「法令の遵守」の語句がある。	○	
		・安全方針が従業員に周知する方法があり、周知されていることが確認できる。		朝礼等で、方針を唱和している。	○	
2	目標の設定	・目標は容易に確認しやすく、数値を盛り込んだ具体的な目標である。		一部数値設定がない項目がある。	△	
		・目標は事後検証が可能で、翌年以降の計画に反映できるものである。				
		・運転者等の意見を踏まえた効果が期待でき、安全意識の向上に通じる。				
		・安全の確保に関する投資額が明示されている。				
3	計画の作成	・前年の実施状況を踏まえたものである。				
		・2項の「目標の設定」事項が、明記されている。				
		・安全及び衛生に対する教育・研修の実施計画が明記されている。				
		・安全及び衛生に関する委員会の開催が明記されている。				
4	情報の伝達と共有	・安全及び衛生に関する各種行事が明記されている。				
		・ヒヤリハット情報に関する報告会又は、検討会の実施計画を明記している。				
		・社長と運行管理者、選任運転者等と定期的な意見交換がなされ、その記録がある。				
		・定期的に安全管理委員会又は安全衛生委員会が開催されており、その議事録がある。				
5	事故、災害時の報告連絡体制	・社長は定期的に職場パトロールを行っている。				
		・経営管理部門と現業実施部門と、双方向のコミュニケーションが確保されている。				
		・社長に直結した伝達ルートがあり、伝達した者へのマイナス評価を行わない環境が整っている。				
		・運転者との個人面談を実施している。				

点数式と記号式(○△×)があります。

- ・具体的な事実のみを記載します。
- ・記録等の書面で確認します。
- ・評価の判断根拠を記載します。
- ・前回の指摘事項の改善もチェックします。
- ・手順通りに実施しているか確認します。
- ・個人的な情報は記載しません。

安全マネジメント実施事項を記載します。

- ・安全マネジメントを回す観点でチェック内容を作成します。
- ・評価対象を明確に記載します。

※内部チェックリストは、陸災防HPの「労働安全衛生マネジメントシステム」のページからダウンロードできます。
URL http://rikusai.or.jp/measures/management_system/

番号	項目	チェック内容監査	所見 (客観的事実・他)	評定
6	教育・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント担当者に対する研修を行っている。 ・初任運転者、事故惹起運転者、高齢運転者への適性診断を実施している。 ・初任運転者教育、事故惹起運転者教育において、所定時間(6時間)及び指定項目の教育が実施されている。 ・教育及び研修は、知識普及型を主体として、問題解決、グループ討議等の参加体験型研修を付加する。 ・点呼等を通じて、意思疎通を図るとともに運転者の特性・運行実態等の安全指導を行っている。 		
7	チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメントの実施状況を、年1回チェックしている。 ・重大な事故、災害等が発生場合又は同種の事故、災害が繰返し発生した場合にも、安全マネジメントのチェックを実施している。 ・チェックの方法について手順或は規定がある。 ・安全マネジメント実施状況の把握では、全従業員の意見が集約でき、会社全体でチェックを実施する体制である。 		
8	改善措置	<ul style="list-style-type: none"> ・「7. チェック」の結果に基づいて、是正措置又は予防措置が講じられている。 ・重大な事故を起こした場合には、更に高度な安全対策を講じている。 		
9	P D C A サイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメントでのP D C Aサイクルが適確に実施され、安全性の向上に結びついている。 		
10	ヒヤリハットの情報	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集の書式がある。 ・情報収集が実施されている。 ・分類表がある。 ・ヒヤリハットデータを分類別に区分けしている。 ・ヒヤリハット情報が共有されている。 		
11	リスクアセスメント の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・遣り方を定めている。 ・判定基準を定めている。 ・低減措置を従業員に周知してある。 ・低減措置の実施した記録がある。 ・低減措置実施後の、残留リスクを周知している。 		

V. リスクアセスメント実施記録

リスクアセスメントの実施に当たって、主な記録方法としては、「数値評価方式」と「マトリックス評価方式」があります。

リスクアセスメント実施記録 (数値評価方式)

リーダー	記録	係員	係員	係員	係員	係員	係員

実施年月日：
 実施作業名：
 グループ名：

No.	作業分析			現状のリスクの見積り・評価				低減措置実施後のリスクの見積り・評価							
	作業項目	回/日	分/日	作業形態	発生の恐れのある災害の内容	発生頻度	可能性	重大性	リスクレベル	低減措置の内容	発生頻度	可能性	重大性	リスクレベル	優先度の判定

リスクアセスメント実施記録(例)

(数値評価方式)

作業分析				現状のリスクの見積り・評価				低減措置実施後のリスクの見積り・評価							
No.	作業項目	回/日	分/日	作業形態	発生の恐れのある災害の内容	発生頻度	可能性	重大性	リスクレベル	低減措置の内容	発生頻度	可能性	重大性	リスクレベル	優先度の判定
1	検品作業のためラック(棚)からダンボール箱を取卸しする作業	1回/日	120分/日	通常作業	フォークリフトのエンジンが掛かっている状態でフォークリフトが急に後退したり、降下したりすると作業者がその反動でバランスを崩して転落し、頭部を骨折する。	4	6	10	20(IV)	荷をラック(棚)に保管する時は、ハレット荷とし、ハレットごと地上へ脚し、地上で作業を行う。	1	1	1	3(I)	1

頻度	評価点	内容	可能性	評価点	内容
頻繁	4点	1日に1回程度	確実である	6点	致命傷
時々	2点	週に1回程度	可能性が高い	4点	重傷
減多に無い	1点	半年に1回程度	可能性がある	2点	軽傷
			可能性はほとんどない	1点	微傷

リスクレベル	評価点合計	リスクの内容	リスク低減措置の進め方
IV	12~20	安全衛生上重大な問題がある	直ちに中止または改善するリスク低減措置を直ちに行う
III	8~11	安全衛生上問題がある	低減措置を速やかに行う
II	5~7	安全衛生上多少の問題がある	低減措置を計画的に行う
I	3~4	安全衛生上の問題はほとんどない	費用対効果を考慮して低減措置を行う

(マトリックス評価方式)

作業分析				現状のリスクの見積り・評価				低減措置実施後のリスクの見積り・評価					
No.	作業項目	回/日	分/日	作業形態	発生の恐れのある災害の内容	可能性	重大性	リスクレベル	低減措置の内容	可能性	重大性	リスクレベル	優先度の判定
1	検品作業のためラック(棚)からダンボール箱を取卸しする作業	1回/日	120分/日	通常作業	フォークリフトのエンジンが掛かっている状態でフォークリフトが急に後退したり、降下したりすると作業者がその反動でバランスを崩して転落し、頭部を骨折する。	×	×	III	荷をラック(棚)に保管する時は、ハレット荷とし、ハレットごと地上へ脚し、地上で作業を行う。	○	○	I	1

可能性：×=可能性が高い、△=可能性がある、○=可能性がほとんどない 重大性=×=致命的・重大、△=中程度、○=軽度
 リスクレベル：Ⅲ=直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある、Ⅱ=速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある、Ⅰ=必要に応じてリスク低減措置を実施する

全日本トラック協会資料等

全日本トラック協会HP > 会員の皆様へ > 安全対策 > 運輸安全マネジメント特設ページ
https://jta.or.jp/member/anzen/unyuanzen_tokusetsu.html



全日本トラック協会HP
QRコード



運輸安全マネジメントの取り組みについて
【概ね100両未満の中小規模事業者の皆様へ】
(平成30年8月)



運輸安全マネジメントの
取り組みについて
(平成30年8月)



中小運送事業者を対象とした
運輸安全マネジメントの取り組み
(平成22年7月)



安全マネジメントガイドブック
(平成21年7月)



運輸安全マネジメントの
導入について(平成18年8月)
国土交通省

陸災防資料等

陸災防HP > 安全衛生管理・対策 > 労働安全衛生マネジメントシステム
http://rikusai.or.jp/measures/management_system/



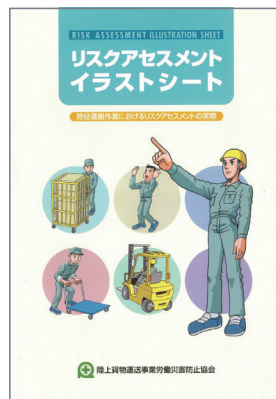
陸災防HP
QRコード



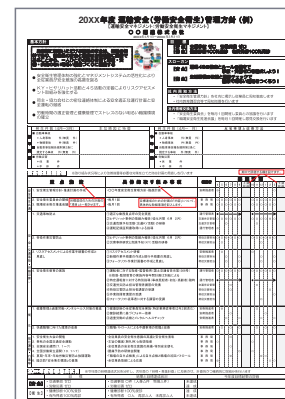
こうすれば導入できる
労働安全衛生マネジメントシステム
(令和4年5月)



リスクアセスメント
イラストシート(第2集)
(平成30年5月)



リスクアセスメント
イラストシート(第1集)
(平成28年3月)



運輸安全(労働安全衛生)
管理方針(例)
※陸災防HPよりDL

運輸安全マネジメント関連

国土交通省HP > 運輸安全
https://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_tk_000030.html



国土交通省HP
QRコード

労働安全衛生関連

厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



厚生労働省HP
QRコード

関係先一覧

官公庁名 関係団体名	案件名称 アドレス
国土交通省	ホームページ http://www.mlit.go.jp/
国土交通省 自動車総合安全情報	運輸安全マネジメント http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/index.html
全日本トラック協会	ホームページ http://www.jta.or.jp/
厚生労働省	ホームページ http://www.mhlw.go.jp/
厚生労働省 労働情報	リスクアセスメントについて http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/
厚生労働省 職場のあんぜんサイト	荷役作業(運輸業等)のリスクアセスメント https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	ホームページ http://www.rikusai.or.jp/

